

令和 6 年

第 2 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

令和6年第2回志賀町議会定例会会議録

令和6年6月4日、第2回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員12名)

1番	小 林 克 嘉
2番	梢 正 美
3番	表 谷 茂 浩
4番	中 谷 松 助
5番	福 田 晃 悦
6番	南 正 紀
7番	寺 井 強
8番	堂 下 健 一
9番	越 後 敏 明
10番	富 澤 軒 康
11番	櫻 井 俊 一
12番	林 一 夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	稲 岡 健太郎
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	間 嶋 正 剛
町参事兼総務課長	山 下 光 雄
富 来 支 所 長	吉 村 満
企画財政課長	村 井 直
デジタル情報課	三 野 善 明
税 務 課 長	中 田 龍 一
住 民 課 長	横 田 義 浩
子育て支援課長	東 山 和 憲
健康福祉課長	宮 下 隆
環境安全課長	上 滝 達 哉

商工観光課長	福 田 秀 勝
農林水産課長	前 田 稔
まち整備課長	山 内 勉
富来病院事務長	笠 原 雅 徳
会計管理者(会計課長)	平 野 雅 巳
学校教育課長	藤 井 専
生涯学習課長	大 島 信 雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向 井 徹
議会事務局参事	飯 田 一 也
議会事務局次長	坂 上 大 輔

(議事日程)

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 諸般の報告

日 程 第 4 町長提出 報告第1号ないし第3号及び承認第16号ないし第30号並びに議案第43号ないし第52号(提案理由説明)

(開 会 ・ 開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和6年第2回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

福田晃悦議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、2番 梢正美君、3番 表谷茂浩君を指名します。

日程第2 会期の決定

福田晃悦議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

福田晃悦議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 報告第1号ないし第3号及び承認第16号ないし第30号並びに議案第43号ないし第52号（提案理由説明）

福田晃悦議長 次に、本日町長から提出のありました報告第1号ないし第3号及び承認第16号ないし第30号並びに議案第43号ないし第52号を、一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

令和6年第2回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

町政始まって以来の未曾有の大災害となりました能登半島地震の発生から、5か月あまりが経過いたしました。

改めまして、今回の地震に際し、お亡くなりになられた方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、被災された全ての皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

最近まで、余震と思われる小さな地震が断続的に発生していましたが、昨日、能登北部を中心に最大震度5強の地震が発生しました。気象庁の発表では、元日の能登半島地震と一連の地震活動であると判断しており、今後1週間は同じ

規模の地震が起こる可能性が高いと注意を呼び掛けています。町民の皆様も最大限の注意を払っていただき、命を守る行動を最優先にお願いいたします。

これから本格的な夏に入っていきますが、気象庁が発表した3か月予報によると、今年の夏は、全国的に気温が平年より高くなる見通しで、厳しい猛暑が予想されます。さらに夏にかけてラニーニャ現象が発生した場合は、記録的な猛暑だった昨年を上回る恐れがあると注意を促しております。

皆様には、熱中症警戒アラートにご注意いただき、エアコンの使用、屋外活動の自粛、こまめな水分補給など、熱中症対策を十分に心掛けるようお願いいたします。

また、梅雨の時期を迎え、大雨による土砂災害や河川の氾濫など、自然災害に最大限の注意が必要な時期でもあります。

昨年も全国各地で多くの豪雨災害が発生しており、県内においても昨年7月、かほく市を中心に線状降水帯が発生し、周辺自治体にも甚大な被害を与えました。本町においても7月1日、断続的に降り続いた降雨により、河川の越水や護岸の崩壊、住宅の浸水や道路・農地の冠水などが発生しております。

毎年起こる自然災害の脅威を再認識すると共に、災害が起こっても迅速に対応できるよう、防災体制を今一度確認し、万全の体制で取り組んでいきますので、町民の皆様も、随時発表される防災・気象情報などに十分注意され、最善の行動に心がけるようお願いいたします。

それでは、地震からの復旧・復興状況等についてご説明いたします。

発災当初は約6,000人を超えていた避難者数ではありますが、生活インフラの復旧も進み、住家の再建に目途がついた方や仮設住宅への入居などにより、昨日現在の避難者数は、町内の指定避難所4か所と自主避難所1箇所にて130名、町外の2次避難所等に23名となっております。

避難所生活の長期化により、避難者の健康状態などが懸念されておりますが、現在、保健師や看護師、ケアマネジャーなど専門職員による巡回や個別ケアを継続して実施しているところであります。

避難所の閉鎖時期につきましては、仮設住宅の整備が8月末に完了する見込みであり、これを目途に閉鎖を考えております。

町としても、避難者の皆様が円滑に次のステップへ進めるよう、関係機関と

連携し、適切な情報提供や相談、アドバイスなど支援を行い、一日も早く生活再建ができるように、引き続き、全力で取り組んでいきます。

次に町の復興計画についてです。

石川県では先月末に能登半島地震からの復興プランを策定しました。このプランは、「能登が示す、ふるさとの未来 Noto, the future of country」をスローガンに掲げ、能登が持つ自然や文化の普遍的な価値に新たな価値を融合し、全国そして世界から再び注目を集め、理想とされる能登の未来を創り上げることを目指すという決意を表し、令和6年能登半島地震からの「創造的復興の実現に向けた羅針盤」の役割を担うとされています。

本町においても、県のプランと整合を図りながら、今後5年間の復興の道筋を明らかにするための復興計画を、7月末を目途に策定することとしています。

町の計画では、「創造的復興」の考え方のもと、「かえる、志賀町」をキーワードに、「人が帰る」「元に戻る」「町を変える」ことなど柱にして、これを早期に実現するためのさまざまな具体的な施策の検討を進めることにより、希望をもって志賀町に住み続けられる町を創っていきたいと考えております。

計画の策定にあたり、先月、さまざまな意見や要望を広くお聞きするため、アンケート調査を避難所避難者・仮設住宅入居者・みなし仮設住宅入居者に対して個別に行い、そのほか、町ホームページやライン・メールでも意見・提言を広く募集しました。加えて、町内の各種団体、学校などにも意見等をいただいたところであり、このアンケートで得られたご意見等を町職員で構成する「暮らし」、「生業」、「社会基盤」の各作業部会で、施策への反映を検討し、具体的な計画を形づけていくこととしております。

今月20日頃には中間報告の取りまとめを行い、議会の皆様のご意見等を伺いながら7月末には策定したいと考えております。

復興計画を早期に広く住民の皆様に周知することにより、先行きの不安払拭や将来への希望・夢を持っていただくことにつなげていきたいと考えております。

次に罹災証明書の発行状況についてです。

罹災証明書は災害に係る各支援制度の手続きをする際には、必要となる書類でありますので、一日も早く希望する方のお手元に届くように、全国各地の自

治体職員の応援も頂きながら、現地調査や証明書発行など、順次作業を進めております。

また、県の義援金二次配分及び町の義援金一次配分の配分対象に準半壊と一部損壊の世帯が対象になったことを受け、今まで罹災証明書の申請をしていない方々の申請が増加することを踏まえ、未申請の住家について全戸調査を実施しております。これにより、発行までの時間が短縮されるものと考えており、罹災証明書を希望される方は早めの申請をお願いいたします。

次に、被災者生活再建支援金及び地域福祉推進支援臨時特例給付金についてであります。

地震により住宅が全壊・半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援する被災者生活再建支援金の申請状況についてですが、6月3日現在で、基礎支援金の対象となる全壊が422件、大規模半壊が346件となっており、住宅の建設や購入、補修、賃借にかかる加算支援金の申請については、330件となっております。

全壊・大規模半壊の世帯が該当となる基礎支援金については、申請期限が令和8年1月末まで1年間延長されたものの、罹災証明書の発行件数から推計しますと、まだ申請されていない方が約100件程度あると思われます。町としても、制度の周知にさらに努めていきますので、未申請の方は早めの申請をお願いいたします。

また、新たに追加された地域福祉推進支援臨時特例給付金についてですが、本町を含む能登地域の6市町において、住家に半壊以上の被害が生じた世帯であって、高齢者や障害者のいる世帯や児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯など一定の条件を満たす世帯がこの特例給付金の対象となります。

この給付金は、家財、自動車、住宅再建の3つの給付区分に分かれており、家財分については、一律50万円が給付されるものであり、既に被災者生活再建支援金を受給していれば、申請手続きが不要で給付されます。なお、被災者生活再建支援金を受給されていない方については、申請が別途必要になります。

自動車分については、地震により被災した自動車を廃車にした場合に50万円が給付されるものです。こちらは申請手続きが必要になります。

住宅再建分については、被災住家を建設・購入、補修した場合に最大200万

円、賃借の場合に最大100万円が給付されるものです。実際にかかった費用から被災者生活再建支援金の加算支援金を差し引いた額が支給されるもので、加算支援金を受給済みの方は、申請は不要です。

このほか、臨時特例給付金の対象世帯に該当する、離職や廃業した人がいる世帯や一定のローン残高がある世帯、地震によって家計が急変した世帯等については、すべて申請が必要となります。

この制度の問い合わせ先については、石川県となっておりますが、制度内容については、広報しか6月号にも掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

また、県の申請窓口を昨日から本庁及び富来活性化センターのワンストップ窓口に開設しておりますので、申請が必要な方については、こちらで申請いただきますようお願いいたします。

次に建設型応急仮設住宅についてであります。

現在、建設済みの仮設住宅5団地194戸について入居を開始しております。

町としては、県と調整のうえ、残り5団地を計画しており、先月終了した第3次募集の結果を踏まえ、現在、必要戸数や間取りタイプについてさらなる調整を行っております。

今後、建設を予定する仮設住宅については、将来的に公営住宅に転用可能な木造長屋タイプも整備しており、入居者の意向などを確認した上で、県と必要な協議を進めていきたいと考えております。

また、先般、他自治体の仮設住宅において、孤独死と見られる事例が発生しております。持病の悪化が原因と言われておりますが、これから夏に向けて暑さが本格的になるため、高齢者が閉じこもりがちになり、同様の事例が生じる恐れがあると専門家も警鐘を鳴らしております。

町としても、このような孤独死や災害関連死を未然に防ぐため、避難所や仮設住宅での生活など、被災前とは大きく異なった環境に置かれている方々はもちろん在宅されている方も含めて、それぞれの環境下においても、安心した日常生活を営むことができるように、心身の健康の維持や孤立化などを防止する見守り活動を行うとともに、日常生活の相談や支援を一体的に提供する「志賀町被災者見守り・相談支援事業」を実施します。

この事業を円滑に実施するため、町社会福祉協議会の協力のもと、来月1日から「志賀町地域支え合いセンター」を立ち上げ、被災者が自立した生活再建が図られるよう、支援をしていきたいと考えております。

なお、今定例会に、この事業の実施に係る予算を計上しておりますので、ご審議をお願いいたします。

次に、公費解体についてです。

まず、申請状況についてですが、6月2日現在で、住家519棟、非住家1,619棟、合計で2,138棟となっており、半壊以上の罹災証明書の発行件数から推計しても、まだまだ申請数が伸び悩んでいると感じているところであります。

その背景には、申請手続きの煩雑さが挙げられます。

環境省の公費解体・撤去マニュアルでは、相続に関する所有権移転登記をしていない物件を解体する際には、相続人全員の同意を書面で提出することが求められていますが、相続の権利を持つ全員の同意を得ることが難しいなどの理由で申請が出来ない、あるいは申請を躊躇している事例が多く見受けられます。

このことについては、相続人全員の同意を得ることが困難な場合に、市町に責任が生じることがなく公費解体が可能となるよう、法整備などの特例措置を講じることなどを、かねてから、国に対し要望していたところ、先般、国から、建物が倒壊し、既に建物としての機能を失ったものについては、法務局が職権により滅失登記することにより、相続人の同意がなくても申請が可能となることが示されました。

しかし、建物としての機能を失ったかどうか判断が難しい建物も多くある中で、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決するため相続人全員の同意を必要としない、いわゆる宣誓書方式を国から示されていますが、この方式による申請が可能かどうかについては、訴訟リスクを考えると慎重に対応せざるを得ないと考えております。

現在の公費解体の状況ですが、5月7日から、被害の大きい地区を中心に、解体事業者1班あたり5～6人で、まずは5班体制でスタートしております。

県の災害廃棄物処理実行計画に掲げる来年10月末の作業終了を目指すには、今後、最大100班体制で全町的に進めていく必要があることから、今後とも石川県構造物解体協会などとも連携して、体制を強化しながら、迅速な解体作業

を進めていきたいと考えております。

なお、解体作業を迅速に進めるためにも、危険な場合を除き、解体前に今後の生活に必要となるものや思い出の品、貴重品などをあらかじめ取り出しておくほか、燃えるごみや資源ごみなどの生活ごみを分別のうえ、排出していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害ごみ仮置場の状況及び運用変更についてであります。

本町では、1月17日から富来野球場駐車場で、1月29日からは旧志賀中学校グラウンドでも、仮置場を設置し、地震により家庭等で使えなくなった家財等の災害ごみの受入れを行っております。

受入れの状況については、5月末現在で2か所の仮置場を合わせて、車両台数が、延べ5万5,749台、重量推計が1万1,289トンとなっており、本町の平常時における年間ごみ排出量約7,000トンを大きく上回る状況となっております。

今後、公費解体が本格化していくことに伴い、家屋等解体廃棄物の受入れも行っていくため、災害ごみの重量推計は、約38万トンにせまると見込んでおり、町の年間ごみ排出量の約54年分にもなる状況となっております。

このようなことを踏まえ、町では公費解体を円滑かつ迅速に進めていくため、当初5月末をもって旧志賀中学校グラウンドの仮置場を公費解体専用の仮置場に運用を変更し、一般の方の災害ごみの受入を休止する予定としていました。しかしながら、住民の皆さまの延長を望む声が多くあり、また、持ち込む車両台数も大きく減少しないため、事業者や関係機関と協議し、旧志賀中学校グラウンドについては、一般の方の災害ゴミの受入れを6月29日まで延長することとしました。

なお、富来野球場駐車場については、避難所に避難し自宅へ帰ることができない方が多いことなどに鑑み、当分の間、一般の方の災害ごみの受入れを継続することとしております。

また、大きな変更点として、今月から両仮置場ともにゴミを持ち込む際には、これまでどおりの届出書に加え、新たに罹災証明書及び運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書の提示を求めることにしたほか、毎週日曜日と祝日の受入れを休止いたします。

さらに、持ち込む際の車両についても制限を設け、2トン以上のトラックに

よる搬入はできないこととしました。

今回、厳しくせざるを得なかった理由は、この機に乗じ、違法に持ち込む車両等が後を絶たず、現場のトラブルが多発していることが原因であります。皆様には、円滑で安全な仮置場の運営のため、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に災害ボランティアの活動状況についてです。

被災した家屋の片付けや災害ゴミの仮置場への搬入など、住民の生活再建を支援するため、町社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターの活動状況についてであります。1月26日の活動開始から5月末までの間、個人の方や学生ボランティア、企業及びNPO法人等の団体をはじめ、県内外から、述べ8,973人の方々にご支援をいただいております。

先月末で、被災者から申込のあった1,953件のニーズのうち、1,769件が完了しており、残りのニーズは184件、完了率は約90パーセントまで達しております。

ボランティアに参加していただきました、すべての皆様に心から感謝を申し上げますと共に、引き続き、残りのニーズ完了に向け、災害ボランティアへの参加、ご協力をお願い申し上げます。

なお、町ボランティアセンターは先月末、志賀町文化ホールから富来行政センター右側車庫に移転しました。これにより、被害が大きい富来地域への移動が容易になり、よりきめ細やかな支援活動が可能になるものと考えております。

次に、町独自のなりわい支援事業についてです。

町では、地震で被災した企業や事業者の再建、事業継続を支援する「石川県なりわい再建支援補助金」の交付を受けた町内事業者を対象に、志賀町なりわい再建支援補助事業として、県補助金の交付確定額に9分の1を乗じた額で、上限額500万円を補助する制度を設けました。

また、「石川県なりわい再建支援補助金」など他の支援補助金の交付を受けない町内企業や個人事業者、農林水産事業者などを対象に、従業員の規模に応じて支援金を支給する志賀町事業者等災害復興支援事業として、従業員数によって10万円から250万円まで5段階の支援金を支給する制度を設けております。

いずれもすでに申請受付を行っておりますので、該当される方はワンストップ窓口又は郵送にて申請をお願いいたします。

次に義援金の配分についてです。

この度の地震に際し、全国の皆様から、多くの義援金が志賀町に寄せられております。

5月末現在の義援金の総額は、4億1,958万850円となっております。

配分については、5月1日に開催された町災害義援金配分委員会において、義援金総額の状況を踏まえ、配分方法及び配分金額について協議した結果、配分方法は、人的被害のほか住家被害については、準半壊や一部損壊も含む被害区分に応じた配分が妥当であると全委員一致で決定いたしました。

配分金額は、人的被害については死亡12万円、重傷者5万円、住家被害については全壊12万円、大規模半壊9万円、中規模半壊6万円、半壊4万円、準半壊及び一部損壊3万円と決定しました。

この町義援金の申請方法については、災害弔慰金や被災者生活再建支援金、県の一次及び二次義援金を既に申請されている方については、申請が不要で、後日、追加給付されます。

準半壊、一部損壊の世帯の方についても、すでに県の二次義援金の配分対象であるため、申請を終えた方も多くいらっしゃいますが、まだ、申請されていない方は、本庁及び支所のワンストップ窓口又は郵送で申請できますので、必要書類を添えて申請をお願いいたします。

続いて、町政の近況などについて報告いたします。

まず、「二十歳のつどい」についてであります。

この度の地震の影響で延期された「二十歳のつどい」を、去る5月4日、文化ホールにおいて約4か月遅れで開催しました。

令和5年度に二十歳を迎えたのは、平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの176人であり、当日は晴れ着に身を包んだ140人が出席しました。

旧友や家族との久しぶりの再会に笑顔がこぼれ、笑い声が響く一方で、地震の被害を気遣う声やふるさとの変わり果てた姿を憂う声も多く聞こえてまいりました。ふるさとを大切に思うからこそ、真剣に向き合い、考え、行く末を案じていることが伝わり、将来の志賀町を担う世代として、とても頼もしく、ま

た誇らしく思いました。

今、ここに住む我々の為すべきことは、若い彼らが誇りとする、ふるさと志賀町を守り、震災から他に比類のない復興を成し遂げることであると改めて認識したところであります。

次に観光振興による交流促進についてであります。

発災以降、いこいの村などの宿泊施設や巖門などの観光地の修復に努めているところではありますが、昨年から改修していた、町を代表する観光スポット「世界一長いベンチ」のリニューアル工事が終わり、先月11日完成式典が執り行われました。

同日は町内外から多くの方が現地を訪れ、新しいベンチに座り、増穂浦を一望できるロケーションを楽しむなど、賑わいを見せておりました。

県の復興プランには「能登の特色ある生業の再建」として、観光産業の再建に係る具体的な取り組みを掲げており、これと連携し、町の復興計画にもさまざまな施策を織り込み、観光需要の喚起、観光地域づくり体制の強化を図っていきたいと考えております。

また今年度より、株式会社クリアティーボから地域活性化起業人の派遣を受けており、志賀町観光協会が自ら主体的に活動できる体制づくりや、DMOとして収益化につながり観光の活性化に向けた仕組みづくりなどに取り組んでいたが、今まで培われたノウハウや知見を発揮され、観光振興に繋げていただくことを期待しているところであります。

次に町内企業の状況等についてです。

今回の地震により、能登中核工業団地をはじめとする町内企業の多くは、建物や設備に甚大な被害を受けました。復旧費用も多額であることから、石川県なりわい再建支援補助金などを活用し、生業の再建を図っているところであり、生産稼働率は約80パーセントまで復旧し、少しずつ復興へ向けて進んでおります。

しかしながら、この地震の影響で、当初の操業スケジュールに支障を来す企業も多く、シグマ光機株式会社の増設による操業開始は、本年1月の予定から、来年3月に延期され、また、株式会社菅原の竣工は本年6月の予定から、来年1月に延期されることになりました。

そのような中、昨年12月に旧中甘田保育園の土地及び建物を取得したホクト商事株式会社については、輸入したレーズンをドライ選別するブースを設け、製品を大手食品会社へ販売する計画のもと、現在、施設の改修を行っており、来月に操業を開始し、地元雇用も5名予定しております。

また、株式会社白山においては、クラウドサービスや生成AIのさらなる普及を見据えた積極的な設備投資を計画しております。

町としては、今回の地震による企業の被災状況から課題を把握し、今後の企業誘致に繋げていくとともに、既存企業に対しても必要な支援を行い、復興に向けた住民の生活基盤を支える雇用の場を創出していきたいと考えております。

次に、国の特別天然記念物コウノトリの営巣についてです。

地震の影響も懸念されましたが、今年も昨年と同様、コウノトリが営巣し、結果3羽のヒナが誕生しております。

本町では3年連続のことであり、今年のヒナが無事に巣立てば、合計9羽のヒナがこの志賀町から巣立つことになり、大変喜ばしい限りであります。

先月29日に、兵庫県立コウノトリの郷公園、石川県、北陸電力送配電株式会社、地元区などの協力のもと、足環の装着は無事完了しており、順調に育てば今月下旬頃に巣立つ予定でありますので、温かく見守っていただきたいと思います。

そして、県の復興プランにもある、トキの放鳥にも繋げていきたいと考えております。

次に、志賀原子力発電所についてです。

志賀原子力発電所については、4月12日に開催された志賀原子力発電所2号機の新規制基準への適合性確認に係る審査会合において、敷地内断層、福浦断層、富来川南岸断層の地震後の状況及び、津波高の分析と評価、基礎地盤の安定性評価、並びにこれらに関する追加調査について北陸電力から説明が行われ、概ね理解は得られたものの、一部根拠の充実を求められ、今後の審査会合で確認していく方針が示されたとの報告がありました。さらに、4月19日には原子力規制庁が、敷地内断層、敷地地盤の変状箇所等を現地にて確認し、先の審査会合時の説明内容について、概ね適切との評価がなされたとのことであります。

今後の志賀原子力発電所2号機の新規制基準への適合審査に係る審査会合に

において、敷地内断層、周辺断層、津波、基礎地盤ごとに審査が行われていきますが、規制委員会には、今回の地震による影響もしっかりと検証するとともに、科学的知見に基づいた厳格な審査を行い、地元住民はもとより国民の理解と納得が得られるよう、しっかりと説明責任を果たすことを強く求めています。

また、原子力災害時において、課題となっている避難計画の見直し及び避難道路の整備等については、5月22日に開催された全国原子力発電所所在市町村協議会において、国に対し、原子力災害対策指針の見直しを早期に示していただくことや、国・県道のせまい区間の解消、土砂災害多発区間での対策強化、広域的な避難道路の強靱化及び避難路の確保について、国の責務として財源を確保し、関係省庁が一体となって取り組むよう強く要望してきたところであります。

続いて、今年度から実施する私の公約についてです。

発災から5か月余り経過し、復旧から復興へとフェーズが移行していく中、より迅速に円滑に復興を進めていくため、創造的復興に向けたまちづくりに欠かせない施策を盛り込んでいかなければなりません。

このような中で、子育て世代の経済的な負担を軽減し、若い世帯の将来設計にとって魅力あるまちづくりを推進し、子どもの成長を町全体で支えていくことも復興に向けた施策として重要ではないかと考えております。

そして、町の復興を見据えながら、私が選挙の際に掲げた「三つの約束」を実現し形にしていくことが、町政の舵取りを託された私が果たすべき責務であります。

その一つ、「子育てを町政の真ん中に・・・医療費や給食費、保育料など18歳までの子育てに係る費用ゼロを目指す」。この約束を果たすため、本年9月から、学校給食費の無償化及び保育料の無償化を実施いたします。

学校給食費については、平成29年度より18歳未満の児童生徒を2人以上養育する世帯においては、第2子以降無償としてきましたが、今回の無償化で、すべての児童生徒について無償といたします。

保育料についても、令和元年度より、3歳児から5歳児は国の制度により既に無償化されておりましたが、今回の無償化で、子どもの年齢や人数、保護者の所得にかかわらず、保育施設に在園する全ての子どもの保育料を無償といた

します。

これに伴う予算措置を今定例会に計上しておりますので、ご審議をお願いするものであります。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明申し上げます。

案件は、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定による専決処分の報告が3件、一般会計や各会計の補正予算に係る専決処分の承認が9件、条例の一部改正に係る専決処分の承認が6件、一般会計や各会計の補正予算をはじめ、条例の一部改正、広域連合規約の一部変更の議案が10件、合わせて計28件であります。

まず、報告第1号 専決処分の報告については、町職員の運転するマイクロバスが、和解の相手方が所有する転回中の車両に追突し、その一部を破損させた事故について、3月10日に和解が成立し、その損害を賠償したので、議会に報告するものであります。

報告第2号 専決処分の報告については、和解の相手方の子が運転する車両が、町道の陥没していた箇所を通過したところ、左後輪のタイヤを損傷させた事故について、5月14日に和解が成立し、その損害を賠償したので、議会に報告するものであります。

報告第3号 専決処分の報告については、除草作業を行っていた町会計年度任用職員が、使用していた草刈り機で石を弾き飛ばし、和解の相手方が所有する車両の一部を損傷した事故について、5月14日に和解が成立し、その損害を賠償したので、議会に報告するものであります。

承認第16号から承認第20号までの専決処分の承認については、令和5年度の一般会計及び特別会計の補正予算であり、いずれも本年3月31日をもって専決処分したものを、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

承認第16号 令和5年度志賀町一般会計補正予算（第13号）については、歳入では、町税や地方譲与税、各種交付金、特別交付税などを増額する一方で、国・県補助金、財政調整基金繰入金、臨時財政対策債などを減額し、歳出では、各種事業の実績見込に伴う事業費の減額を主として所要額を補正したものであります。

承認第17号から承認第20号については、各特別会計について、いずれも事業の確定及び精算に伴い、補正を行ったものであります。

次に、承認第21号から承認第26号までの専決処分の承認については、いずれも条例の一部改正を専決処分したものであり、承認をお願いするものであります。

承認第21号 志賀町税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震により住宅や家財等の資産について生じた損失の金額を令和6年度分の個人住民税の雑損控除の適用対象とすることができる特例措置や令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するにあたり、その個人住民税の税額控除に係る規定の追加、土地の固定資産税の負担調整措置等の延長に伴う改正など、所要の改正を行ったものであります。

承認第22号 志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、負担調整措置の適用期限が延長されたため、所要の改正を行ったものであります。

承認第23号 志賀町過疎地域持続的発展支援のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除等に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、適用期限が延長されたため、所要の改正を行ったものであります。

承認第24号 志賀町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、適用期限が延長されたため、所要の改正を行ったものであります。

承認第25号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令等の一部改正に伴い、軽減判定所得の算定方法が見直しされたため、所要の改正を行ったものであります。

承認第26号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める省令により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日が「令和6年5月27日」と定められたため、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第27号から承認第30号までの専決処分の承認については、令和6年度の一般会計及び事業会計の補正予算を専決処分したものあり、承認をお願いするものであります。

承認第27号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第1号）については、歳入では、事業実施に伴う国庫支出金、県支出金、地方債及び基金繰入金を主として増額し、歳出では、令和6年能登半島地震により被災した事業者を支援するため、事業者等災害復興支援金及びなりわい再建支援補助金を交付する事業費のほか、国の物価高騰に係る総合経済対策として、低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に対し給付金を支給する事業費、被災した公共施設の復旧費の追加及び増額を主として所要額を補正したものであります。

承認第28号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第2号）については、歳入では、事業実施に伴う県支出金、地方債及び基金繰入金を主として増額し、歳出では、仮設住宅とぎ第6団地、富来支所横のものです、の整備に伴う駐車場用地整備費のほか、地震により被害を受けた住宅背後のがけ地崩落に対する土砂撤去費の増額、道路河川の災害復旧に係る事務費の追加を主として所要額を補正したものであります。

承認第29号 令和6年度志賀町水道事業会計補正予算（第1号）については、令和6年能登半島地震に伴う災害復旧費及び災害復旧対応の中長期派遣職員に係る所要額を補正したものであります。

承認第30号 令和6年度志賀町下水道事業会計補正予算（第1号）については、令和6年能登半島地震に伴う災害復旧対応の中長期派遣職員及び雨水対策工事に係る所要額を補正したものであります。

議案第43号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第3号）については、歳入では、保育料及び学校給食費無償化の実施に伴い負担金を減額する一方で、事業者の事業再開のための仮設店舗等の整備に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構からの助成金、国の内示に伴う除排雪に係る社会資本整備総合交付

金（防災・安全交付金）、事業実施に伴う県支出金、基金繰入金及び町債の増額を主とし、歳出では、農地農業用施設における災害復旧業務の一部を石川県に委託する経費のほか、仮設店舗等の整備、公共施設の災害復旧に要する経費の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第44号 令和6年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、令和6年能登半島地震に係る被災者に対する令和5年度国民健康保険税減免分の還付に伴い、歳入では、基金繰入金を増額し、歳出では、保険税還付金を増額するため、所要額を補正するものであります。

議案第45号 令和6年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、令和6年能登半島地震に係る被災者に対する令和5年度後期高齢者医療保険料減免分の還付に伴い、歳入では、保険料還付金及び保険料減免決定通知書等の追加送付に係る事務費繰入金を増額し、歳出では、保険料還付金及び納付通知書等作成業務委託料を増額するため、所要額を補正するものであります。

議案第46号 令和6年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、令和6年能登半島地震に係る被災者に対する令和5年度介護保険料減免分の還付に伴い、歳入では、基金繰入金を増額し、歳出では、保険料還付金を増額するため、所要額を補正するものであります。

議案第47号 令和6年度志賀町水道事業会計補正予算（第2号）については、浄水施設更新設計委託料及び検針機更新費用などの追加を主として、所要額を補正するものであります。

議案第48号 令和6年度志賀町下水道事業会計補正予算（第2号）については、中央処理区の雨水対策工事及び汚泥処理施設増設工事に係る所要額を補正するものであります。

議案第49号 志賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、厚生労働省令の改正に伴い、「地域包括支援センター運営協議会」定義規定の条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

議案第50号 志賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例については、厚生労働省令の改正に伴い、地域包括支援センター職員の配置基準について、これまでの配置基準を原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められるように緩和するため、所要の改正を行うものがあります。

議案第51号 志賀町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例については、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、空家等対策を強化するため、所要の改正を行うものであります。

議案第52号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、広域連合の処理する事務のうち関係市町において行う事務の内容を変更する必要性が生じたため、広域連合規約を変更するにあたり、地方自治法第291条の11の規定により、構成市町の議会の議決が必要となるものであります。

以上、提出案件の概要説明とさせていただきますが、詳細については、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(休 会)

福田晃悦議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明5日から10日までの6日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明5日から10日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月11日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時48分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第6号

例月出納検査の結果について

(令和6年3月27日実施)

(令和6年4月24日実施)

(令和6年5月24日実施)

2 議長報告第7号

入札結果調書について

(令和6年4月18日 7件)

(令和6年4月25日 2件)

(令和6年5月16日 2件)

(令和6年5月23日 2件)

3 議長報告第8号

議員派遣の決定について

4 議長報告第9号

議員派遣結果報告書

5 議長報告第10号

議員派遣結果報告書

5 議長報告第11号

議員派遣結果報告書

5 議長報告第12号

令和5年度志賀町一般会計繰越明許費繰越計算書等について